

令和8年2月 27 日
参考資料

厚木飛行場に係る第一種区域等の指定等に関する県知事意見の提出について

令和8年1月 28 日(水曜日)、防衛省南関東防衛局長から県知事に対して、厚木飛行場に係る第一種区域等(※1)の指定等に関する意見照会があり、本日(令和8年2月 27 日(金曜日))、防衛省南関東防衛局長に県知事意見を提出しましたので、お知らせいたします。

(※1)第一種区域等とは、国が住宅防音工事助成等の対象区域として指定している第一から第三種区域

1 令和8年1月 28 日付け意見照会の概要

国が作成した第一種区域等指定素案(※2)(以下、「指定素案」という。)に係る確認の視点(※3)を示したうえで、指定素案に関して関係市(新たな区域が所在する藤沢市、大和市及び綾瀬市)の意見を取りまとめ、県の意見を添えて回答するよう照会があった。

(※2)指定素案とは、国が騒音コンター(同じ騒音レベルの地点を結んだ曲線)を基に住宅や道路等の状況を考慮し、新たな区域の外郭線として作成したもので、意見照会の結果を踏まえ、第一種区域等として告示される予定。告示日までは非公開情報として取り扱うこととされている。

(※3)指定素案に係る確認の視点

- ・区域線上における道路等の整備計画の有無
- ・区域線上における現況で確認できない道路の有無
- ・地理院地図に記載のない住宅であって、区域線が横断している住宅の有無

2 本日(令和8年2月 27 日(金))に提出した県知事意見の概要

- ・ 国から示された指定素案に係る確認の視点をもとに、確認したところ、該当する箇所はない。
- ・ 関係市(藤沢市、大和市及び綾瀬市)の意見を十分留意すること。
- ・ 令和8年2月 27 日(金曜日)付け「厚木基地周辺の第一種区域等の見直しに関する要請」において、本県が厚木基地周辺8市(見直し前の区域が所在する大和市、綾瀬市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、海老名市、座間市及び町田市)とともに防衛大臣に求めた事項を十分尊重すること。

(関係市意見の概要)

藤沢市:指定素案に係る確認の視点をもとに関係部署で確認し、特に意見はない。

大和市:指定素案に係る確認の視点に示された内容に該当する箇所はない。市民への周知、説明は、分かりやすく丁寧な対応に努めるとともに、住民説明会を開催するなど、きめ細かに対応すること。特に指定が解除される区域の住民に対しては、綿密な周知を実施すること。

綾瀬市:指定素案に係る確認の視点をもとに関係部署で確認し、特に意見はない。

問合せ先

神奈川県政策局基地対策部基地対策課
課長 館野 電話 045-210-3370
課長代理 川東 電話 045-210-3375